

議案第 3 号

平成 2 4 年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針について

平成 2 4 年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針を別紙のとおり提出します。

平成 2 4 年 6 月 2 8 日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

鳥取県高等学校入学者選抜方針 新旧対照表

(新)

平成24年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

- 1 基本方針
鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。
- 2 出願資格
鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校を含む。以下同じ。）を卒業した者若しくは平成24年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第111号）第95条各号のいずれかに該当する者とする。

- 3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜
 - (1) 推薦入学者選抜
高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学者の選抜を実施することができる。
なお、推薦入学者選抜に係る募集人員は、各学科又はコースの募集定員の2分の1の範囲内とする。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、2分の1の範囲を超えて募集することができる。

ア 出願期間
平成24年2月6日（月）及び7日（火）
受付時間は、平成24年2月6日（月）は午前9時から午後4時30分までとし、同月7日（火）は午前9時から正午までとする。

- イ 実施期日
平成24年2月10日（金）
- ロ 検査内容
(7) 入学志願者全員に対して、面接又は口頭試験を実施する。
(1) 学科又はコースの特性により、必要に応じて作文又は小論文及び実技検査を実施する。
- ハ 選抜方法
合格者は、推薦書、調査書（合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録）、面接又は口頭試験、作文又は小論文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。
なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することとする。

- ニ 選抜結果の通知等
選抜結果は、平成24年2月15日（水）までに中学校長を通じて本人に通知する。
なお、平成24年3月14日（水）に一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。
- (2) 一般入学者選抜
高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間
平成24年2月21日（火）から同月23日（木）まで
受付時間は、平成24年2月21日（火）及び22日（水）は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日（木）は午前9時から正午までとする。

- イ 実施期日
平成24年3月6日（火）及び7日（水）（ただし、学力検査は、平成24年3月6日（火）とする。）

(旧)

平成23年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

- 1 基本方針
鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。
- 2 出願資格
鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校を含む。以下同じ。）を卒業した者若しくは平成23年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第111号）第95条各号のいずれかに該当する者とする。

- 3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜
 - (1) 推薦入学者選抜
高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学者の選抜を実施することができる。
なお、推薦入学者選抜に係る募集人員は、各学科又はコースの募集定員の2分の1の範囲内とする。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、2分の1の範囲を超えて募集することができる。

ア 実施期日
平成23年2月8日（火）

- イ 検査内容
(7) 面接（又は口頭試験）は、入学志願者全員に対して実施する。
(1) 作文（又は小論文）及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。
- ロ 選抜方法
合格者は、推薦書、調査書（合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録）、面接（又は口頭試験）、作文（又は小論文）、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。
なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することとする。

- ハ 選抜結果の通知等
選抜結果は、平成23年3月11日（金）に一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。
- (2) 一般入学者選抜
高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 実施期日
平成23年3月3日（木）及び4日（金）（ただし、学力検査は、平成23年3月3日（木）とする。）

ウ 検査内容

(7) 入学志願者全員に対して、次により学力検査を実施する。

ア 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

イ 検査時間等

各教科とも50分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

ロ 配点等

- (a) 各教科の配点は、50点とする。
- (b) 実施教科の得点を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科の得点を1倍を超え2倍以下とする傾斜配点をすることができる。
- (c) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8対2から2対8までの範囲内とするものとする。

(4) 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

(7) 学科又はコースの特性により、必要に応じて作文及び実技検査を実施する。

エ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録）、学力検査の合計得点、面接、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を2倍するものとする。

オ 合格発表

平成24年3月14日（水）

カ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定められた順序により繰上合格をすることができる。

キ 再募集入学選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学選抜及び一般入学選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科又はコースについて、再募集入学選抜を実施するものとする。

ク 出願期間

平成24年3月19日（月）及び同月21日（水）

受付時間は、平成24年3月19日（月）は午前9時から午後4時30分までとし、同月21日（水）は午前9時から正午までとする。

コ 実施期日

平成24年3月22日（木）

ク 検査内容

(7) 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

(4) 学科又はコースの特性により、必要に応じて学力検査、作文及び実技検査を実施する。ただし、一般入学選抜の学力検査の結果を再募集入学選抜に利用することができる。

ケ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録）、面接、学力検査、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

コ 合格発表

平成24年3月26日（月）

イ 検査内容

(7) 学力検査は、入学志願者全員に対して次により実施する。

ア 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

イ 検査時間等

各教科とも50分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

ロ 配点等

- (a) 各教科の配点は、50点とする。
- (b) 実施教科の得点を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科の得点を1倍を超え2倍以下とする傾斜配点をすることができる。
- (c) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8対2から2対8までの範囲内とするものとする。

(4) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(7) 作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

ウ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録）、学力検査の合計得点、面接、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を2倍するものとする。

エ 合格発表

平成23年3月11日（金）

オ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定められた順序により繰上合格をすることができる。

カ 再募集入学選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学選抜及び一般入学選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科又はコースについて、再募集入学選抜を実施するものとする。

ア 実施期日

平成23年3月22日（火）

イ 検査内容

(7) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(4) 学力検査、作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。ただし、一般入学選抜の学力検査の結果を再募集入学選抜に利用することができる。

ウ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録）、面接、学力検査、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

エ 合格発表

平成23年3月25日（金）

4 通信制課程における入学者選抜

(1) 出願期間及び実施期日

平成24年3月2日(金)から同月27日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の間の出願時に実施する。

(2) 検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

(3) 選抜方法

合格者は、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定する。

(4) 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

5 配慮事項

(1) 検査に当たった際の配慮

身体等に障がいのある生徒及び日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等については、各検査に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じて配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校と連携を図り、適切に対応する。

(2) 選抜に当たった際の留意事項

選抜に当たっては、過年度中学校卒業生、身体等に障がいのある生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

4 通信制課程における入学者選抜

(1) 実施期日

平成23年3月2日(水)から同月28日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の間の出願時に実施する。

(2) 検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

(3) 選抜方法

合格者は、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定する。

(4) 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

5 配慮事項

(1) 検査に当たった際の配慮

身体等に障がいのある生徒及び日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等については、各検査に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じて配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校と連携を図り、適切に対応する。

(2) 選抜に当たった際の留意事項

選抜に当たっては、過年度中学校卒業生、身体等に障がいのある生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

平成24年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

1 基本方針

鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。

2 出願資格

鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校を含む。以下同じ。）を卒業した者若しくは平成24年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者とする。

3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜

（1）推薦入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学者の選抜を実施することができる。

なお、推薦入学者選抜に係る募集人員は、各学科又はコースの募集定員の2分の1の範囲内とする。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、2分の1の範囲を超えて募集することができる。

ア 出願期間

平成24年2月6日（月）及び7日（火）

受付時間は、平成24年2月6日（月）は午前9時から午後4時30分までとし、同月7日（火）は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

平成24年2月10日（金）

ウ 検査内容

（ア） 入学志願者全員に対して、面接又は口頭試問を実施する。

（イ） 学科又はコースの特性により、必要に応じて作文又は小論文及び実技検査を実施する。

エ 選抜方法

合格者は、推薦書、調査書（合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録）、面接又は口頭試問、作文又は小論文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

オ 選抜結果の通知等

選抜結果は、平成24年2月15日（水）までに中学校長を通じて本人に通知する。

なお、平成24年3月14日（水）に一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

（2）一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成24年2月21日(火)から同月23日(木)まで

受付時間は、平成24年2月21日(火)及び22日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日(木)は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

平成24年3月6日(火)及び7日(水)(ただし、学力検査は、平成24年3月6日(火)とする。)

ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、次により学力検査を実施する。

a 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受験教科を選択させる方法によることもできるものとする。

b 検査時間等

各教科とも50分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

c 配点等

(a) 各教科の配点は、50点とする。

(b) 実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科の得点を1倍を超え2倍以下とする傾斜配点をすることができる。

(c) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8対2から2対8までの範囲内とするものとする。

(イ) 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

(ウ) 学科又はコースの特性により、必要に応じて作文及び実技検査を実施する。

エ 選抜方法

合格者は、調査書(合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録)、学力検査の合計得点、面接、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を2倍するものとする。

オ 合格発表

平成24年3月14日(水)

カ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定められた順序により繰上合格をすることができる。

(3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成24年3月19日(月)及び同月21日(水)

受付時間は、平成24年3月19日(月)は午前9時から午後4時30分までとし、同月21日(水)は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

平成24年3月22日(木)

ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

(イ) 学科又はコースの特性により、必要に応じて学力検査、作文及び実技検査を実施する。ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

エ 選抜方法

合格者は、調査書(合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録)、面接、学力検査、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

オ 合格発表

平成24年3月26日(月)

4 通信制課程における入学者選抜

(1) 出願期間及び実施期日

平成24年3月2日(金)から同月27日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の間の出願時に実施する。

(2) 検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

(3) 選抜方法

合格者は、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定する。

(4) 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

5 配慮事項

(1) 検査に当たっての配慮

身体等に障害のある生徒及び日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等については、各検査に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じて配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校と連携を図り、適切に対応する。

(2) 選抜に当たっての留意事項

選抜に当たっては、過年度中学校卒業生、身体等に障がいのある生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。